

令和7年3月6日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、株式会社ファンズコムテックが建設業法の規定に違反し、北海道知事より監督処分を受けたことから、指名停止2か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第14号イに該当）

株式会社ファンズコムテックは、北海道開発局が発注した「札幌公共職業安定所外構改修23建築その他工事」において、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）であることから、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第1項に該当するものとして、令和7年1月27日、北海道知事より監督処分を受けたため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ファンズコムテック	北海道札幌市北区百合が原11丁目187番地

2. 指名停止措置期間：令和7年3月6日～令和7年5月5日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第14号イ

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 当局の契約担当官等 ロ 当局の契約担当官等以外の国土交通省の契約担当官等	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 森 千栄（内線 5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>